

神戸市いじめ問題対策連絡協議会開催要綱

平成26年4月1日
教育長決定

(趣旨)

第1条 市のいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策（個別のいじめ案件等は除く。）について専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携に関すること
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(委員)

第3条 連絡協議会に参加する委員は、次に掲げる者及び機関、団体のうちから、教育長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 兵庫県弁護士会
- (3) 兵庫県警察
- (4) 神戸地方法務局
- (5) 神戸家庭裁判所
- (6) 精神科医
- (7) 神戸市が設置する児童相談所
- (8) 神戸市こども家庭局
- (9) 神戸市立学校園
- (10) 神戸市PTA協議会
- (11) 神戸市教育委員会事務局
- (12) その他教育長が必要と認める者

2 前項により委嘱し、または任命する委員の人数は、20名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、必要がある場合には、教育長は委員を追加することができるものとし、追加で委嘱された委員の任期は、先に委嘱された委員の任期と同様とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名)

第5条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長にやむを得ない事情があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(連絡協議会の公開)

第6条 連絡協議会は、これを公開とする。ただし、あらかじめ議題において、次のいずれかに該当する場合、教育長は、会議を非公開で開催することを決定する。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。
- (2) 連絡協議会を公開することにより公正かつ円滑な連絡協議会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 連絡協議会の傍聴に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、神戸市教育委員会事務局児童生徒課において処理する。

附 則 (平成26年4月1日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年7月1日一部改正)

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月30日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年11月1日一部改正)

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

附 則 (令和5年10月1日一部改正)

この要綱は、令和5年10月1日より施行する。

附 則 (令和6年10月1日一部改正)

この要綱は、令和6年10月1日より施行する。

神戸市いじめ問題連絡協議会施行細目は廃止する。